

コベナント等の情報開示について（整理・検討メモ）

平成 24 年 6 月 12 日

社 債 懇 事 務 局

1. 投資家・発行会社・金融機関からの意見・指摘

これまでの本部会での投資家、発行会社、金融機関からの意見・指摘は、別紙「社債市場の活性化に関する懇談会 中間報告(3) 抜粋」のとおり。

2. 現在の開示制度

- (1) 有価証券報告書による継続開示では、利害関係人が、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、「追加情報の注記」等へ記載することが定められている。
- (2) 日本公認会計士協会の実務指針では、「例えば借入金や社債等に付された財務制限条項が財務諸表等に重要な影響を及ぼすと認められる場合など、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して適切な判断を行う上で必要と認めた場合には、追加情報として財務諸表等に注記しなければならない。」とされている。
- (3) 臨時報告書における適時開示においても、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生した場合には開示することが定められている。
- (4) しかしながら現状は、開示の基準が、定量基準ではなく企業の自主的な判断によること等から、機関投資家からは、有価証券報告書等において銀行ローンのコベナント及び当該コベナントが付されている債務の残高等が自主的に開示されることはほとんどなく、不徹底といわざるを得ない状況にあるとの指摘がある。

3. 今後の取組み（案）

開示の制度化が企業金融に及ぼす影響等を踏まえ、開示の情報の充実がもたらす社債市場の活性化及び投資家保護の観点から、以下の取組みを進め、企業による開示を促進してはどうか。

3-1 事例集等の策定（開示基準、開示方法・内容）

(1) コベンナツ・債務の状況等について、企業による必要な情報の開示が進むよう、次の基本的な考え方にに基づき、開示基準、開示の方法及び内容等を整理した「事例集」等を策定、例示してはどうか。

- ① 投資判断に重要な影響を及ぼす事項を開示する。
- ② 上記①の判断の参考となる「重要性の判断基準」を例示、明確化を図る。
- ③ 開示方法・内容等について例示する。

(2) 「重要性の判断基準」の例示、明確化

重要性の判断基準は、当該企業の個別の状況を踏まえて実質的な観点から行われることを基本とするが、次の観点から整理し、例示、明確化できないか。

- ① デフォルト発生の可能性の大きさ
(売上高の急激な減少、債務超過等)
- ② デフォルト発生時のインパクトの大きさ
例えば、当該事象によって弁済時期の繰上げや担保提供を強制される可能性がある、債務の総額が（連結）資産総額の一定割合以上といった定量的な基準は設定できないか。

(3) 開示方法・内容

上記(2)の重要性の判断基準によって「開示の重要性がある」と判断された場合、次の内容について開示することとしてはどうか。

- ① 有価証券報告書による開示
「開示の重要性がある」と判断される企業又はコベンナツについて、当該企業に付されたコベンナツの具体的内容（維持すべき財務比率等の数値や抵触した場合に求められる対応等）及び当該コベンナツが付されている債務の種類、残高、最終弁済期限
- ② 臨時報告書等による開示
次の事象が発生し、当該事象が「開示の重要性がある」と判断される場合、その内容
イ. 新たな債務の受け入れ
ロ. 既存の債務に対する担保提供等

ハ. 既存の債務に対する新たなコベナントの付与、又は既存のコベナントの内容変更

3-2 レポート・コベナントの活用

社債権者が必要とする情報について、必要に応じて、レポート・コベナントを設定することにより、社債発行企業に社債権者への報告・公表を求めることとしてはどうか。

以 上